

福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰による家計負担の軽減を図るため、住宅用として省エネルギー性能の高い家電製品に買い替えた市民に対し、予算の範囲内において福山市省エネ家電買替支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(省エネ家電製品の種類)

第2条 補助金交付の対象となる家電製品（以下「省エネ家電」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) エアコン

日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、113%以上（目標年度：2010年度）のもの、又は100%以上（目標年度：2027年度）のもの

(2) 冷蔵庫

日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、100%以上（目標年度：2021年度）のもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住する市内にある住宅の既存の家電を、同品目の省エネ家電に買い替え、設置した者
- (2) 補助金申請日時点において、本市に住民票を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1項第1号の買い替え後の省エネ家電（以下「補助対象機器」という。）について、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。
- (2) 既存機器を買い替えるために自ら購入し、設置したものであること（リース及びレン

タルを除く。)

- (3) 製造事業者による製品保証があること。
 - (4) 2023年(令和5年)5月1日から同年8月27日までの間に購入し、設置したものであること。
 - (5) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、購入するものでないこと。
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とする。ただし、次に掲げる額は除くものとする。

- (1) リサイクル処理に係る費用
 - (2) 消費税及び地方消費税
 - (3) クーポン券等で割引きされた額
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費が15万円を超えるとき 5万円
- (2) 補助対象経費が10万円を超え15万円以下のとき 3万円
- (3) 補助対象経費が5万円を超え10万円以下のとき 1万円

2 補助金の交付は、1世帯当たり1品目につき1回限りとし、同一品目を複数台購入した場合は、その金額の合計とする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、2023年(令和5年)8月31日までに、福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート(以下「領収証等」という。)の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
 - ア 購入日
 - イ 購入した店舗(市内に所在する店舗)
 - ウ 購入製品名又は型番
 - エ 購入費用及びその内訳
- (2) メーカー発行の保証書の写し(型番及び製造番号が記載されているもの)
- (3) 設置場所が分かる書類の写し(購入した対象家電の納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの)
- (4) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 買替え前の商品を処分する際の「家電リサイクル券(排出者控え)」の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する提出は、郵送又は電子申請によるものとする。

3 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるもので抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(1) 郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの

(2) 電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの
(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市省エネ家電買替支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「補助金不交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金交付決定対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市省エネ家電買替支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号。以下「補助金交付取消決定通知書」という。）により、その旨を補助金交付決定対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項各号の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金交付決定対象者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(状況調査)

第12条 市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る省エネ家電の設置状況の調査を行うこととし、補助金交付決定対象者は、これに協力しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）5月1日から施行する。